府政記者室、山城・南丹広域振興局 同時資料配付

令和7年7月1日

今年度初の食中毒注意報を発令

- ~京都府南部に7/1 (火) 午前 10 時から7/4 (金) 午前 10 時まで~
- ■京都府では、毎年7月~9月の間、食中毒が発生しやすい高温・多湿時に「食中毒注意報」を発令し、食品事業者をはじめ府民の皆様への注意喚起を行っています。
- ■本日、京都府南部において発令基準を満たしたため、<u>今年度初めての食中毒注意</u> 報を発令しましたので、周知をお願いします。

1 発令期間

7月1日(火)午前10時~7月4日(金)午前10時(72時間:3日間)

2 発令対象地域

京都府南部

(南丹市、京丹波町、亀岡市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、久御山町、 八幡市、城陽市、京田辺市、宇治田原町、井手町、精華町、木津川市、和東町、笠 置町、南山城村)

3 注意報の周知徹底

- ① 報道機関、府ホームページや防災情報メール配信システムを通じて府民にお知らせします。
- ② 府保健所から、各市町村教育委員会、商工会、給食施設(保育園、病院、福祉施設等)、主要スーパー、食品関係組合等に個別に連絡し、注意喚起します。
- ③ 府保健所で「食中毒注意報発令中」の看板を掲示します。

4 発令基準

食中毒が発生しやすい高温・多湿時に、食中毒予防の注意喚起を効果的に行うため、 次のいずれかの条件を満たしたときに発令(※ 今回は発令基準①に該当)

- ① 気温 30℃以上が 10 時間以上継続することが予想され、かつ当日の最低気温と 最高気温の差が 10℃以上となることが予想されるとき
- ② 前日の平均湿度が 90%以上であり、かつ当日最高気温が 30℃以上になること が予想されるとき
- ③ その他必要と認められたとき

5 発令状況

- ▶京都府では、毎年、7月1日から9月30日の間、食中毒が発生しやすい高温・ 多湿時に「食中毒注意報」を発令し、食品事業者をはじめとする府民の皆様に対 して注意喚起を行っています。
- ▶ 昨年度は16回発令(南部のみ7回、北部のみ7回、京都府全域(京都市を除く)2回)(次頁あり)

食中毒予防の3原則を守ろう!

食中毒菌を

- ①つけない (清潔・洗浄・手洗い)
- ②増やさない(低温管理・乾燥)
- ③やっつける(消毒・加熱)

〈食中毒予防のための注意事項〉

- ア 調理した食品は、できるだけ早く食べ、室温で放置しない。
 - ※特にテイクアウトや宅配による食品はできるだけ早く食べる。
- イ 牛レバー等加熱して調理する食品は十分に火をとおす。
- ウ 冷蔵庫は過信せず、庫内温度に注意し、早めに食べる。
- エ まな板、包丁、フキンを消毒する。
- オーネズミ、ハエ、ゴキブリを駆除する。
- カ 体調の悪い人、手に傷のある人は調理業務に従事しない。
- キ 用便後、調理前には、よく手を洗い消毒する。
- ク 飲食店で調理した弁当などをテイクアウトや宅配で提供する場合、特に 以下の事項に注意する。
 - ①施設の規模や人員に応じた、無理のない提供食数とする。
 - ②調理した食品は、常温放置せず、適切に温度管理を行う。
 - ③販売時に、消費者に対してすぐに食べるよう伝える。

【本報道発表に関するお問合せ】

文化生活部生活衛生課 課長 小林 075-414-4755



